

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

平成27年12月11日。

下田市議会議長、森 温繁様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく下田市議会議員、鈴木 敬。

議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時 1分休憩

午前10時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎委員長報告及び修正案の説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報

の提供に関する条例の制定について、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定について、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）、議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置について、議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上23件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番 小泉君。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について。

2) 議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定について。

4) 議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）。

5) 議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）。

6) 議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）。

7) 議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）。

8) 議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）。

9) 議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）。

10) 議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置について。

11) 議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

12) 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

13) 議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

14) 議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

15) 議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

16) 議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

17) 議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

## 2. 審査の経過。

12月8日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋観光交流課長、鈴木市民保健課長、長谷川産業振興課長、鈴木建設課長、河井環境対策課課長補佐、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

1) 議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長（森 温繁君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 1点お聞きします。

議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、これは産業厚生委員会でどのような議論がなされたのかをお聞きします。

本会議の質疑においては、足湯を維持していくための管理組合が当初6から4に減り、しかも、それぞれの商店街だとか等々の組織が、もうこれ以上は金銭的にも人の問題でも、維持管理するのが難しくなったというふうなことで、その前提としてあるのは、伊勢町の中央駐車場ですか、それが民間の不動産屋さんに売却されてしまったというふうなことがあって、やむを得ないものとして足湯を廃止するんだというふうなことを説明を受けたんですが、そのときに、じゃ、どのぐらいの経費がかかるのかというふうなことをお聞きしたら、足湯組合としては収入が51万で支出が41万だと。そのうちの30万強を管理組合が負担しているとい

うふうなことでありまして、わずかとってはなんです、30万、50万のお金が負担できないから足湯をなくしてしまうのかというふうなことについて、なんで私はすごく疑問に思っております。

今、下田市の中央、中心市街地、その核をなす下田市の中心商店街、もう本当に衰退の極に達しようとしております。このままやむを得ないといって、そのような、町なかから誘客するための施設をどんどんなくしていくというふうなことは、本当に下田のまち、中心市街地が、もう壊滅的になってしまうということになると思います。何とか足湯施設を維持していけないかなというふうに、そのために市のほうとして、関連する管理組合のそれぞれの組織の方たちが、もうどうしようもないよというふうなことであるならば、それにかわるようなものを市のほうで、ある程度時間をかけて、維持管理してくれるボランティアなり何なり、あるいはチーム的な組織なり何なり等々を探して、何とか維持していくことができなかつたのかどうなのか。そこら辺のことについて、委員会のほうではどのような議論がなされたのかお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 鈴木 敬議員の質問にお答えします。

本委員会では足湯組合等の過去の流れ等を説明を受け、このハリスの足湯廃止になった状況を流れの中から聞きまして、本年9月に足湯設置場所の所有者である下田市中央商店街協同組合の解散が決定され、それに伴い足湯管理組合も本年度いっぱい解散することが決定された。足湯管理組合は、構成団体の負担金が増えると。先ほど鈴木 敬議員からもありました、この委員会がタオルの販売などで、あと無償で施設管理を行っていましたが、基本的には一番大きな理由としまして、組合構成団体が5団体から4団体になるということで、今後負担が増加すると。存続が困難であると。一部には、敬議員も言われたように、残してほしいという意見はあったようですが、管理組合としては、本当に並々ならぬ苦渋の選択といえますか、解散をしたということでございます。

委員会の中でも、今後のまちづくり、伊勢町中心にまち歩き、今後どうするんだというふうな意見も出まして、ただ、新しい地主さんのご支援が最初はあったかと思うんですが、それでも何か委員会としても、ボランティア、またはほかの方法がないかなというふうな考えの意見も出しましたが、今までのこの数カ月の事情を聞きますと、地元の本当に強い意志と意向を酌んで、まことに残念だけれども認めることということで委員会としては決定しました。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） その議論の過程の中で、当局側、観光交流課はどのような対応というか、意見というか、市としてある程度、先ほど言ったように、維持管理費が50万程度のお金だというふうなことであるならば、そこら辺、ずっと永続的にとは言いませんが、ある程度、次の維持管理の仕方が見つかるまで、市が負担してやっていくというふうな方向もあるのではないかと思っはいるんですが、市はどのような意向というか、そのような商店街側からの申し出に対して、市はどのように対応したのか。そこら辺についてもお聞かせください。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 市の対応としましては、先ほども言いましたように、当初から組合、その他新しい地主さんともいろんなそういった相談と申しますか、そういうものはあったようですが、とにかく地元のいわゆる皆さんの、そういう組合の皆さんの意向と、それから新地主さんの意向と、そういったものを多く聞いた結果、市当局も地元の意向に沿わなければいけないだろうというふうな結論と申しますか、そういうふうな、その過程ではいろんな模索もしたようでございますが、地主さん、その他地域、これは団体の中に商工会議所さん、その他市内の主だった団体が入っているわけですが、その中で特に大きな中央商店街さんが解散するという事で、足湯組合からもそういった形で抜けるということ、それが1つの大きな、地域の意向が非常に強いということで認めざるを得ないだろうということで、我々と同時に、当局も苦渋の選択というふうな形をとったということでございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 地元の意向、地元がどんどん体力が消耗して行って、意向もどんどん縮小しているというふうなことは、私も商店街の一角にお店を構えていますので、そこら辺の事情はよくわかるんですが、しかし、それをそのまま追認していくと、本当にまちがなくなっていくというふうなことで、また、マイマイ通りの第一組合のところの街路灯も維持管理できなくなってきて撤去するとかという話もありまして、どんどん中心市街地、中心商店街の環境も、どんどん悪くなってきているというふうな中で、地元の意向だからやむを得ないということだけを追認するんじゃなくて、何とか地元の意向を少しでもよくするために、市のほうも少しでも頑張って、まちづくりのために何がしかのことを支援をしていただければなというふうに、すごく思います。

しかも、わずか50万で済む問題かどうかわかりませんが、とにかく金額的に1,000万とか2,000万の問題じゃなくして、100万円以下のお金で、それぐらいのお金で、もし何年間か、

1年とか2年とか何とか頑張って維持して、そして次の形が見つけられるように努力できるというのであれば、そういう努力を市はもっと積極的にすべきであったというふうに思います。これは意見です。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 議第68号の下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、重ねてお尋ねをしてみたいと思います。

この施設はご案内のように、二丁目11-15、私の生まれた実家の隣に位置しているところであります。この足湯につきましては、平成12年11月、歩いて楽しいまちづくりをしていこうと、こういうことで設置がされたと思うわけですが、この足湯がまち歩きにとって、あるいは下田の観光にとってどういう役割を果たしてまいったのか。この認識を、まず委員会でどのように議論をされたのかお尋ねをしたいと思います。実家の隣ですので、誰も入っていないときもありますが、見てみますと、4人も5人もの方々があそこで談話している、こういう状態をもたらしていようかと思うわけであります。

そして、もう一点は、この足湯が誰のものかということであります。誰が設置して、誰の所有権になっているものなのか。これは下田市が設置して、880万円で下田市のものである。土地については中央商店会の借り物であった、今度新しい方の所有になったと、こういうことであろうと思いますが、その所有者も、熱意があるならお貸しをしましょう、こういう報告がされていようかと思えます。

ご案内のように、商店街がなかなか、商店が店じまいをどんどんしていくと、この方々が、30万円からの負担をなかなかし得なくなると。中央商店会も解散をしたと、こういうことであれば、やはり公衆トイレと同じような、市にとって必要な施設であるかどうかという、この判断を皆さんがしたかどうかということではないかと思うわけであります。公衆トイレの清掃の人が、私できなくなったと、こう言えば、次の人を当然探して管理をしていただく、こういうことになろうと思うわけであります。指定管理者が、その指定の解除を求めてきたと。こうなれば、市の所有であれば、市が当然それを管理していくと、こういう姿勢がなぜ当局から出てこないのか。そして、なぜそういう要請を委員会がしないのか。そういう議論をしないのか。このことをお尋ねしたい。

一般、本会議におきましても、そういう観点からの議論をしてほしい、こういう要請を、



私は会議でしたつもりであります。そして、具体的には、年間を通じてどのぐらいの方々が現実に利用していたのかと。21万からのタオルの売り上げがある、こう報告しているわけです、当局は。春夏秋冬、それぞれの季節にどのような観光客や、あるいは市民の皆さんがそこを利用されているのか。されたのか。そういうデータをもとに議論をしなければならないと思いますが、どのような利用がされていたのか、委員長にお尋ねをしたいと思うわけがあります。

そして、それがきっちりしたまち歩き大きな成果を上げているとすれば、鈴木 敬議員も言いますように、5組合の方々が6万円ずつ負担して30万負担したと。そして、21万円の収益、51万円の収益で支出は41万円だと、こういう報告を観光課長、当局はしているわけがありますので、30万の負担を市がすることができれば、1年間を通じて管理をし、新たなボランティアないし新たな指定管理者をその期間探すと、こういう形で、市が疲弊していくことを防ぐ。今、市当局にとりましては地域創生だと。具体的地域創生の手だてをどうするんだ、こういうことになれば、足湯をやめさせない、続けていくということも、旧町の活性化、観光地下田にとって、この施設がどういうものかということの観点から、当然残しておこうという結論が出てしかるべきだと。やむを得ない理由とは何だと。とんでもない議論をしているのかと。委員会の皆さんにお尋ねをしたい、委員長にぶつけない、このように思います。

○議長（森 温繁君） どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 議長、すみません。ちょっと資料をよろしいですか。

○議長（森 温繁君） ちょっと資料を今、持ってきますから。

はい、どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 失礼しました。

まず最初、沢登さんの過去のという、そういった最初の議論は、委員会の中ではしておりません。ただ、議員が足湯の廃止に伴い、今後まちづくりにどうやって、特に町内のまち歩き、今後、貴重な観光資源、町内のまち歩きというのが1つのテーマには今までなっておりますので、議員がほかの面でいろいろ努力していこうというようなところの話がありまして、過去のあれは一切ありませんでした。

今後、先ほども言いましたように、地元の意向、それと新しい地主さんと十分協議した結果、そちらを、地元もやむを得ない結論をしたということであるので、委員会としては、そ

れを認めざるを得ないというところで決着をしたのであって、それ以上の議論はしておりません。

それで、今まで、これは各団体の負担金等、タオル等が、主な収入としてはタオル代、あとの負担金ということで50万円の収入があったと。利用者にということは、突然歩きながら入る方もいらっしゃるので正確な数字は出てはおりませんが、タオルの貸し出しといたしますか、販売の枚数からいくと、去年は248枚であったと。ですから、概算それより若干増えるか、地元の人が利用されたか、はっきりした統計は出ておりませんが、最低でも248人は利用されたということでございます。

委員会としては、その他の議論はしてありません。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 議論をしていないということであれば、ぜひとももう一度議論をし直していただきたい、こういうぐあいに思うわけであります。

そもそも、この指定管理者が、なかなか町が疲弊して指定管理者として受けられない。この足湯は指定管理者のものですか。指定管理者が、やめるとか、やめないとかというような権限を持っていないでしょう。市のものであるから、条例としてこの条例を廃止したいと、こういうことが提案されているんでしょう。そうであれば、市の決意次第。そして、委員会の皆さんが市当局に、これは存続するように努力しなさいと、こういう結論を出せば、継続することが少なくともできる内容のものではないでしょうか。議論の筋が全然、委員会の筋が間違っているんじゃないんですか。こんな間違っている議論を委員会でしているんなら、それはもう一度議論をし直してくださいよ。違いますか。これは誰のものですか。指定管理者のものですか。お答えください。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） この母体である管理をした組合そのものが解散する、また地主であるところの新しい、大どころの中央商店街さんも解散ということで、これは指定管理をされておりましたが、足湯組合そのもの自体がもうやめたいということで、新しい地主さんが好意的にも、地元でそういうような、まず活用方法があれば利用しても結構ですよというふうな、それは地元と新しい地主さん、当局も交えて本当の最後の決断をしたということであるので、それならば我々委員会としても、先ほども言いましたように、ボランティアその他で何か方法はというふうなことを探りましたが、確かにそういった地元の大きな強い意志があるということで、それであるんならば認めざるを得ないということで、繰り返

しになりますが、そういうことで決定しました。それ以上の議論はしてありません。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 本当に残念な、本当の市民の立場に立って委員会は議論をしているのかと、こういうぐあいな疑問を持たざるを得ない結論ではないでしょうか。足湯は、私の知る限りでは、海遊公園、あるいは伊豆急駅前、そして旧町内の今の中央商店会の端、それが主だった、多くの人が利用しているところかと思えますけれども、市民の皆さんが自ら温泉の余り温泉を手洗いとして町に出している、こういう協力もしている中で、市の管理である、そういう意味では、私は公衆トイレと同じような性格を持っている施設の一つだと思うんです、トイレとは違いますけれども。そういうものをなくならせていいんだと、こういう結論を委員の皆さんが出されるということは、大変悲しい。何を議論してきたのか、こう委員長にぶつきたいと思えます。ぜひとも委員長の口から、再度検討し直すと、こういう表明をいただきたいと思えます。

以上です。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 委員会としては、繰り返しますが、地元の意向を、その他、答えは一緒でございます。地主さん、地元、かたい意志のもとに決定されたということで、これを、非常に委員会としても残念ですが、やむを得ず決定したということで、繰り返しになりますが、それ以上のことはございません。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（進士濱美君） 2番、進士です。

委員会のメンバーは……

〔発言する者あり〕

○2番（進士濱美君） そうですか。大変失礼。ちょっと論が足りないかなと思いましたが、撤回いたします。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

次に、総務文教常任委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

4) 議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

6) 議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）。

7) 議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）。

8) 議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

2. 審査の経過。

12月8日、9日、10日の3日間、大会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田企画財政課長、稲葉総務課長、黒田施設整備室長、井上税務課長、大石地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、鈴木生涯学習課長、高橋会計管理者兼出納室長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また、議第67号の審査に当たっては、参考人として、下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会、長友重一会長の出席を求め、意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

て。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算(第4号)に対して、伊藤英雄君外1名から、お手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

伊藤君。

〔 9 番 伊藤英雄君登壇〕

○ 9 番（伊藤英雄君） ただいまより議長の許可を受けまして、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案の説明を行います。

この修正案を出す目的は、新庁舎建設工事の設計業務委託を予算書から削除することを目的とするものであります。

それでは、説明をいたします。

予算書に基づいて説明をさせていただきます。

予算書2ページ、歳入。21款1項市債、補正金額3,510万円を2,440万円に改め、合計額6億5,450万円を6億4,380万円に改める。

歳入合計、補正額の計1億2,691万6,000円を1億1,621万6,000円に改める。歳入合計の計99億5,349万9,000円を99億4,279万9,000円に改める。

補正予算書3ページ。2款総務費、1項総務管理費、補正額2,495万4,000円を1,425万5,000円に改める。補正額の計11億6,577万7,000円を11億5,507万8,000円に改める。

4ページ。12款予備費、補正後の額マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改め、計5,984万1,000円を5,984万円に改める。1項予備費の計、補正額マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。計5,984万1,000円を5,984万円に改める。

歳出合計、補正額の計、1億2,691万6,000円を1億1,621万6,000円に改める。歳出合計の計99億5,349万9,000円を99億4,279万9,000円に改める。

5ページ。第2表、債務負担行為補正、追加の一部を次のように改める。新庁舎建設工事設計業務委託料。期間、平成27年度より平成28年度まで。限度額、事業予定額1億700万円の範囲内で新庁舎建設工事設計業務を委託する旨の契約を平成27年度において締結し、平成27年度予算計上額1,070万円を超える金額9,630万円については、平成28年度において支払う。これを全文削除をする。

7ページ。第3表、地方債補正、追加の一部を次のように改める。新庁舎建設事業。限度額、1,070万。起債の方法、同上。利率、同上。償還の方法、同上。この部分を削除をする。

9ページ。平成27年度下田市一般会計補正予算、歳入歳出補正予算事項別明細書の9ページ、歳入。21款市債、補正額3,510万円を2,440万円に改める。市債計6億5,450万円を6億4,380万円に改める。

歳入合計の補正額の計1億2,691万6,000円を1億1,621万6,000円に改める。歳入合計の計99億5,349万9,000円を99億4,279万9,000円に改める。

総括、歳出。総務費、補正額の計754万7,000円をマイナス315万2,000円に改める。総務費計17億7,204万7,000円を17億6,134万8,000円に改める。

予備費、補正額の計マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。予備費の計5,984万1,000円を5,984万円に改める。

歳出合計、補正額の計1億2,691万6,000円を1億1,621万6,000円に改める。歳出合計の計99億5,349万9,000円を99億4,279万9,000円に改める。

予算書11ページ。地方債の欄、1,070万を削除、一般財源の内訳、マイナス714万5,000円をマイナス714万4,000円に改め、マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。地方債の計3,510万円を2,440万円に改める。

16ページ。21款市債、第1項市債、補正額の計3,510万円を2,440万円に改める。計6億5,450万円を6億4,380万円に改める。市債の補正額の計3,510万円を2,440万円に改める。計6億5,450万円を6億4,380万円に改める。総務債1,070万円を削除する。計1,070万円を削除する。

補正予算書17ページ。総務債1,070万円、新庁舎建設事業1,070万円を削除する。

予算書20ページ。総務費、補正額754万7,000円をマイナス315万2,000円に改める。計17億7,204万7,000円を17億6,134万8,000円に改める。補正額の財源内訳、特定財源1,469万2,000円を399万2,000円に改める。一般財源マイナス714万5,000円をマイナス714万4,000円に改める。

22ページ。総務管理費、補正額2,495万4,000円を1,425万5,000円に改める。計11億6,577万7,000円を11億5,507万8,000円に改める。特定財源1,236万5,000円を166万5,000円に改める。一般財源1,258万9,000円を1,259万円に改める。

新庁舎等建設対策費、補正額1,069万9,000円をマイナス1,000円に改める。計4,488万円を3,418万1,000円に改める。特定財源、地方債1,070万円を削除する。一般財源マイナス1,000円を削除する。

94ページ。12款予備費、1項予備費、補正額マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。計5,984万1,000円を5,984万円に改める。一般財源マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。

予備費、補正額マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。計5,984万1,000円を5,984万円に改める。一般財源マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。

予備費、補正額マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。計5,984万1,000円

を5,984万円に改める。一般財源マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。

23ページ。委託料1,069万9,000円、内訳として新庁舎等建設事業1,069万9,000円、新庁舎建設工事設計業務委託マイナス1,000円、新庁舎建設工事設計業務委託（新規）1,070万円を削除する。

95ページ。予備費マイナス1万6,000円をマイナス1万7,000円に改める。

100ページ。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。新庁舎建設工事設計業務委託料9,630万円、事業予定額1億700万円を削除する。限度額計11億703万1,000円を10億1,073万1,000円に改める。

101ページ。当該年度以降の支出予定額、平成27年度から平成28年度、平成28年度から9,630万円、平成27年度1,070万円、地方債9,630万円を削除する。計9億9,324万7,000円を8億9,694万7,000円に改める。地方債9,950万円を320万円に改める。

103ページ。普通債、当該年度中起債見込み額平成27年度分2億450万円を1億9,380万円に改める。当該年度末現在高見込み額33億7,561万8,000円を33億6,491万8,000円に改める。

総務債、当該年度中起債見込み額1,070万円を削除する。現在高見込み額1,165万円を95万円に改める。

合計27年度分6億5,450万円を6億4,380万円に改める。現在高見込み額計85億6,940万9,000円を85億5,870万9,000円に改める。

予算修正案を出す目的は述べましたが、その理由について若干述べさせていただきます。

当該予算は、敷根民有地に新庁舎を建設するための設計予算を計上したものであります。しかしながら、敷根民有地への建設については多くの疑義が出されております。利便性についていえば、新庁舎から徒歩圏内で来られる人口が現在地に比べて圧倒的に少なくなります。本当の敷根の一部に住んでいる人たちは、徒歩で来られるでしょう。今まで徒歩で来られていた西本郷、東本郷、あるいは新田を中心とした町内の方は、歩いていくことが困難であります。圧倒的に新庁舎の周辺の人口は現在地よりも少なくなる。

また、駅から10分から15分という説明をしておりますが、駅までバス、あるいは電車で来られる方、車で庁舎へ来られない方は、ほとんどが高齢者だと思われまます。高齢者にとって、駅から10分、15分で歩くことは困難であります。逆に15分から20分、25分かかります。その意味でも、大変利便性としてはよくないところであります。

また、経済性においては、事業費は当初27億円、それが34億円に変わり、現在22億円とい



われております。正確な事業費はいまだ算定しておりませんが、事業費が上がる理由について、これまで議論されてきたことを述べますれば、まず、あそこには駐車場をつくる場所がないので、公用車については庁舎内に駐車場をつくる。したがって、3階建てで済む庁舎を5階建てにする。あの場所だがゆえに高くなるのではないかと、こういう批判が起きたわけです。それに対して、では公用車は外すよと。庁舎には建てません。だから、庁舎を3階建てにしますと、こういう説明に切りかわったわけであります。

しからは、公用車は、32台でしたか、どこに行くんだと。行く場所は決まっているのかという話であります。いまだ発表はできないと。正式には決まっていませぬということ。じゃ、決まっていなければ、この先どうなるかといえば、恐らくはもう一回5階建てに戻る可能性があるわけであります。これまでも内容は多くの、基本構想も事業予算も建設予算も変わってきているわけです。今後変わらない保証はないわけです。そういう意味でいえば、3階建てが5階建てに戻らない保証は全くないわけであります。どうしてもあそこは高くつく。

そして、もう一つは、あの敷地の3分の1から半分ぐらいは、本郷富士、通称下田富士の高台岸壁がきております。あのかたい岸壁を崩すということは大変困難であり、大きなお金がかかるということで、ひな壇のように1階、それから2階、それから3階と、こういう大変複雑な庁舎を建設することになっています。複雑な形状であれば、当然高いものにつきます。また、地盤についても、通常であれば建物の真下だけですが、建物はひな壇状になるから、その敷地のところ、要は地盤との絡みのところも当然面積が多くなって高くつく。あの場所は建設費が高くつく場所であると。高い建物を建てることになってしまう。経済性についてはよくない。

安全性については、津波については本当の一部ですが、浸水地域になっているところであると。全部が浸水地域から外れているわけではないということ。それから、現地へ行った方は皆さんご承知ですけれども、見上げるような崖があるわけですよ、目の前に。急傾斜危険地域、大枠の網でいえば、急傾斜危険地域に入っているわけであります。では、具体的にそこが指定されているかという、敷根民有地の真上については指定されておられません。しかし、県のほうに確認をすれば、指定については民家の建っているところから順次調査をして指定しているんだということでありまして、民家が建っていない、当然空き地である敷根民有地については、いまだ調査が済んでいないというのが県の返事であります。しかし、当局は調査済みであると。安全であることを県は言っていると明言をしているわけです。しかし、私どもが確認した範囲においては、あそこは調査の対象になっておらない。なぜならば、ま

だ民家が建っていない。あの場所に民家が建つ、あるいは庁舎が建てば、当然調査対象になると。なれば、危険地域であるという指定がされる可能性は極めて高いと言わざるを得ません。

また、当局は、仮に崖崩れが、土砂災害が起きるにしても、敷根1号線をとまると。これは、担当者の知り合いの専門家が目視で見たよと。当初の説明では。最終的な委員会説明では、簡単な調査も行いましたというふうに変わりましたが。しかし、あの地域、敷根民有地の上の部分、下の部分、いずれも県の調査では、敷根1号線を越えて土砂が崩れるという予測を県は出しております。敷根民有地は神の手に守られているごとく、下までおりてこないという答弁をいただいているんですが、まことに奇怪としか申し上げようがないということでもあります。

以上述べましたように、利便性、経済性、安全性においても大変疑義があると。

そして、もう一つは、請願で9,577名の署名が集まりましたように、多くの市民が疑問を持ち、もう一回考え直してくれと、こういう声を上げている、そういう民意があることであります。実際に請願運動に携わった人たちは皆思っていると思いますが、後半にいくほど本当に盛り上がりがどんどん上がってきて、請願の署名数はどんどん伸びていきました。9月議会の開会があるので9,577名でとまりましたが、あれは請願の数が9,577へ届いたというわけではないんです。議会の日程上、あそこでやめた数。まだまだ伸びたと思います。1週間か10日あれば、1万、1万2,000にもいった、それぐらいの勢いのある請願の署名活動でありました。そういった市民の思いをどう受けとめるのか。議会、そして当局が問われていることだと思います。

そして、もう一つの問題は、市庁舎というのは市のシンボルであります。下田市庁舎はどんなところ、どんな建物だと。民有地に建てて、外から市役所へ行きたいよと。じゃ、敷根1号線を上がってくださいよと。そうすれば役所がありますよと。1号線を上がっていきまよと。建物を探していくと、下田中学校とサンワークに行きますよ。あれ、市庁舎なかったよ。いや、途中で駐車場があったでしょう。駐車場あったよと。あの駐車場の地下にありますよ。何が悲しくて、30億も50億もかけて地下に役所を建てなきゃならないんですか。やっぱり、ちゃんと立派な、これが下田の市役所ですよ、行けばすぐわかるような役所を建てたいじゃないですか、何十億もかけるんなら。そういう意味でいえば、やっぱりあの場所は不適當であろうと。

したがって、この予算書については削除することが適切であると、こんなふうを考え

て、提案をさせていただくものです。

以上、終わります。（拍手）

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席にお戻りください。（拍手）

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

なお、先ほど伊藤英雄君から修正案が提出されましたけれども、中身について軽微な誤りがありましたので、後ほど訂正したものを皆様に配付いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 2番、進士濱美です。

新庁舎位置変更に伴う条例の改正につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

新庁舎建設の予定地にいまだ疑問、不安を抱く声が上がリ、とうとう有権者の半分近い9,522名の再検討を求める住民の署名に至っております。計画どおり推進しようとしまず当局、そして、これに対して異を唱える市民の会、一部議員、双方の解決に向けた一致は、現在におきましてもほとんど一致が得られておりません。

しかしながら、今、今議会におきまして、1つの答えが出ようとしているところでござい

ますが、しかしながら、この7月以降、もう半年になります。半年にわたる対立した考え方、それから思えば、住民にとって少しも腑に落ちるような気配が見られない。6カ月の過程におきましても、それはほとんど歩み寄りが見えないという気配が漂っております。多大な予算を必要とする役所の建設、まちの将来の姿を規定する中心的機能を求められる施設であるからこそ、多くの住民は心配しているわけです。

政治の無関心につきまして多く警鐘が鳴らされる昨今ではございますが、いずれ住民の肩にのしかかってくる、何らかの格好で肩にのしかかってくるということを、住民の方々も直感として感じるができるわけです。それゆえ多くの反対署名が寄せられたことに、市当局も、そして議会も、真摯に向かい合わなければと強く訴えるところであります。

住民の政治参加につきましては、地方の時代の方向に向け、今、地方創生等を大きくうたわれながら、絶対に住民の参加というのは避けて通れない。むしろ主役として参加していただくような政治がこれからは求められるであろうと思います。殊に衰退感の強い下田市、これから防災まちづくりに向け、住民との協働、ともに働くということですね、住民協働を訴える局面が、これから随所にあられるであろうと推測できます。これだけたくさんの人の疑問に答えず、反故にした上、そのときどんな言葉で住民に対して協働の姿勢を求めようということなんでしょうか。矛盾も甚だしい姿勢であるというのが現在の姿だと思います。

中身のおぼつかない安全性、利便性、そして経済性については、今さら言うには及びません。まちの一体感を阻害する政策の条例といたしまして、私はこういった意味合いから反対の意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

庁舎建設は、市職員を守るためだけのものではありません。市民のリスクが増大している状況にありまして、早急に建設すべきであります。

中心市街地に近接していること、津波浸水想定区域外であること等の要件を満たす建設候補地は、敷根地域以外に考えられません。敷根民有地以外に大規模造成を伴わない用地は敷根地域以外にはないことなど、さまざまな要因を総合的に考えますと、敷根民有地を新庁舎

建設予定地とすることはやむを得ません。財政的に少しでも軽減することが重要であり、今こそ庁舎建設を推進すべきときであると考えます。

さらに、今議会の審議の中で、庁舎建設を先延ばしすることにより、さまざまな二重投資となる状況が明らかとなりました。

以上のことから、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を求めます。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

今、滝内議員からの討論が終わったところでありますが、敷根地域以外考えられないんだと、この偏狭な見解が、市長と同じ見解が、今日の混乱をもたらしている、こう言えるのではないのでしょうか。本当にここがすばらしいところであるならば、再び市民に問うということがなぜできないのでしょうか。同じ結論が出てくるでしょう、これが本当にいいところなら。しかし、市長自らも、あなた方も、ここがベストであるとは一言も言っていない。ここ以外ないんだと。まさに、自ら決めた3つの基準が、検討し直さなければならない、こういう事情にあるところを考えが至らないと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、皆さん、6月議会におきまして、市長はこの位置の条例と敷根民有地の購入費と、そして今回出ております設計予算等を予算化して提出をすると、こう言われました。しかし、今回は、民有地の購入の予算は提出がされておられません。何を言いたいかといいますと、市有地でないところに庁舎を建設する、この条例と建設予算を提出するということは、瑕疵ある議案だと言わなければならないと思うわけであります。下田市の土地でもないところに市役所をつくるというようなことはできないわけです。市の所有する土地にしなければならない、これは明らかであると思います。

1月に提出するんだと。なぜ1月なのか。土地収用法にかけるんだと、こう言っているわけであります。皆さん、土地収用法とは、私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができる、こう収用法で定められております。所有権の制限、こういうことであります。当然、庁舎という施設を建てるに当たりまして、この収用法が適用になるわけであります。しかし、この所有者は、当局の説明では、土地はお売りいたしたいと、こう

言っていると。売りたいと言っているものを、なぜ強制的に土地収用をかけなきゃならないのか。税金対策のためだと、こう言っているわけであります。まさに、法律の脱法的な運用を市自らがしようとしている、こう指摘をせざるを得ないような、法的にも瑕疵のある議案であると、こう言えると思うわけであります。

そして、皆さん、市長は、新庁舎は敷根民有地に定め、国の有利な緊急防災・減災事業債を活用できるよう早急に建設をしたいと、6月議会で表明をしたわけであります。そして、これは大変だということで、大川議員を含めました5人の議員が寄り合い、そして6月28日、7月の初めに市民の会を立ち上げるという経過となっているわけであります。そして、9月3日の、わずか7月、8月の2カ月足らずで、1万人になろうかという位置の建設の白紙撤回を求める署名が集められる、9月議会に提出をされる、こういうことになったわけであります。しかし、皆さん、この市民の、市政に参加していこう、みんなですばらしい役所をつくっていこうという、この市民の思いを、当市議会は否決をしたわけであります。何でこのような事態になっているのか、議会としても深く反省をしなければならないのではないのでしょうか。

今後ますます地方創生の事業を進めていく中で、先ほど進士議員も言われましたように、市民参加、市民との協働を進めていかなければ、いいまちづくりができない。このことは、皆さん、明らかではないのでしょうか。

当局が示した3つの基準、安全性、利便性、経済性、この3つの指摘がバランスを持ったところが敷根民有地だと、こういう言い方をしているわけであります。津波対策、33.5メートルもの津波が押し寄せてくる、浸水域平均で15メートルにもなる、この調査におきましても、ここにおいても5メートルを超す浸水深だと。こういう状況の中では、防災的な機能を持つ役所は高台でなければならないことは、皆さん、明らかではないのでしょうか。そして、市の活性化ということからいえば、市街地に市役所が便利なところとしてある、市民に役立つ場所としてあるということが必要なことは、これまた当然なことではないのでしょうか。その中間点をとるという決定を市長がしたわけであります。したがって、高台でもない、市街地でもない、わけのわからないところを決定したと、こういうことに立ち至ったのではないのでしょうか。この決定に対して、多くの市民が異議を申し立てている。考え直してほしい、こう言っているのではないのでしょうか。

現在の状態の中で、この2つの矛盾する機能をどう調整するかということは、場所によって調整するのではなく、機能を分けるということも考えていかなければならないのではない

でしょうか。現実には、県の総合庁舎は敷根の高台に移転をする、本部はそのままそのところに置いておく、こういうことになっていようかと思えます。災害のオンパレードともいえるようなこの敷根民有地は、ぜひとも考え直していただきたい。

さらに、136号線との接合部分は、津波が来れば船やいろんな瓦れきが押し寄せ、前にはガソリンスタンドもある。とても敷根1号線や敷根道路は使えなくなるということも想定がされているところであります。津波のときだけではなく、より一層渋滞が頻繁になり、観光地下田として大きなマイナス地点となることも明らかではないでしょうか。

こうした内容から、市民の皆さんが心から反対をしているんだということを、真摯にご理解をいただきたい。まず、住民の合意をしっかりと得ることなく進める今日の当局の姿勢は、ぜひとも改めていただきたい。そのためには、この議案を否決するしかないとは私は主張をするものでございます。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を求めます。

10番。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

9月議会でも述べさせていただきましたが、下田市庁舎は、本館が昭和32年建設で58年が経過、西館は昭和53年建設で37年、別館においては昭和42年建設で、48年が経過しております。施設の老朽化は著しく、耐震化に劣り、大規模な地震災害で倒壊する危険性があるとされております。

平成23年3月11日の東日本大震災の現地視察の経験から、いかに津波浸水域以外に庁舎建設が必要か、大槌町や山田町の例を見ましても、その後の復旧・復興にどれだけの遅れが生ずるのかも感じさせられているところでございます。

さきの本会議でも質問をさせていただきましたが、庁舎建設を保留にしたデメリットも考えなければなりません。耐震性に劣り、大規模な地震災害で倒壊する危険性があるとされており、その対策も必要でございます。毎年起こる可能性のある台風、豪雨災害なども対応すべく、自家発電設備も、議会で私は担当の質問をさせていただいたときに、担当の防災監が、来年度予算で設置していきますと明言をしたわけでございますけれども、それから10年が経過しております。いまだに未設置でありますし、そのことによる市民への情報伝達、災害へ

の対応が不十分になることは、市民の生命を守る上でも重要なことでもあります。雨漏り対策はかなり大規模に必要となるでしょうし、夏、庁舎に来ると風邪をひくと言われている空調設備などにも、莫大な費用がかかることは間違いありません。大まかにいっても8億から10億はかかるとの話も出ております。ただいま申し上げたこれらを設備していくならば、先ほどの議員のお話にもございましたが二重投資となり、余計な予算であることは間違いありませんし、そのような余裕などないことは明白であります。

私は、議員となって12年半になりますが、その後半の数年の期間、伊豆縦貫自動車道の下田までの早期開通のため、沼津へ、名古屋へ、東京の国土交通省へと、陳情、要望活動に微力ながら参加をさせていただいております。医療、防災はもちろんのことではありますが、下田の未来にとって重要な道路になっていることは間違いありませんし、将来、敷根インターまで開通していくならば、今議論されている庁舎建設に関しましても、例えば稲梓、稲生沢方面からの利便性は大きく変わってくることに、県の庁舎にも大きく変わってくるのではないのでしょうか。もし、この条例改正案が可決されることとなれば、陳情、要望活動にも一層拍車がかかるというふうに思いますし、そうしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、ここで建設予定地を白紙にするということは、最も有利な国の支援も受けないということにつながりますし、市民の皆様が完璧と言える場所はこれから探していくといいかもしれませんが、そのような場所が出てくるとは考えにくいのも現実であります。

以上のような理由から、このたびの条例改正案に賛成をいたします。

以上でございます。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

7番、大川君。

〔7番 大川敏雄君登壇〕（拍手）

○7番（大川敏雄君） さきの9月の下田市の議会の定例会に提出された9,500人を超える新庁舎建設事業の再検討を求める請願は、採択すべきであるという議員が5名、不採択にすべきという議員が7名で、この請願は、法第16条に基づく表決の結果、下田市議会の意思として不採択となりました。

この請願に対して、私自身は、採択すべきであるという立場に立って臨みました。その理由を一口で言えば、有権者の半数近い市民の願意を重く受けとめ、尊重することが適切であるという認識と、市当局の提案説明事項が、市民の理解、合意形成がなされていないという、



そういう判断をしたからであります。

このたびの位置変更の条例に対して、どのような方針で臨むことが下田市のまちづくりにとって適切であるか。その重要性を考えると、非常に私は悩み、苦しみ、そして熟慮を重ねてまいりました。大変恐縮でございますが、本条例案に対する私の結論は、最後に述べさせていただきます。

まず、新庁舎建設に対する私の取り組みの経過と課題認識について述べさせていただきます。

昨年、平成26年9月議会では、市当局は、敷根民有地を最終候補地として決定した上、補正予算に地質調査、用地測量及び地形測量の業務委託費として870万を提案され、総務文教委員会においては、これは全員賛成、そして、本会議におきましては賛成多数で可決されました。ちなみに私は、全てこれを賛成いたしました。平成26年12月の議会では、市当局は、市庁舎建設基本構想・基本計画等策定業務委託料を1,094万2,000円が補正予算に計上され、私は、本会議において次の意見を付して賛成討論をさせていただいたものであります。

第1に、津波浸水地域外で新庁舎を建設する、よりよい適地を代替案として提示することは、私自身は難しいと。第2には、図書館や保健センター機能を有する施設を合築することを避け、身の丈に合った庁舎に特化すべきである。第3に、市民の意見、住民合意の形成に努力すると。3つの意見を付して、実は賛成意見を述べさせていただいたのであります。

本年の6月11日、全員協議会において審議会の答申が公表されました。その附帯意見として、建設候補地選定を含め、基本構想の内容について、市民理解を得るための努力をすべきであると明記がされました。私は、このことを尊重し、十分時間をとって対応すべきであるという立場に立って、今後のスケジュールを質問したところ、平成27年、本年の9月の議会に提案する予定である旨の市長の答弁がありました。さらに、今年の6月の議会の一般質問でも、条例及び実施設計の予算の上程は9月議会に提案する旨、表明されたわけであります。8月25日、元市長の池谷 淳氏とともに市長室に出向き、市長に対し、9月議会への提案予定の条例及び実施設計等の予算は、12月議会まで提案を繰り延べすることを、実は申し入れをさせていただきました。そして、平成27年9月議会においては、私は、先ほど申し上げましたとおり、請願の願意が妥当と判断し、採択し、賛成をさせていただきました。

以上が、私自身の市庁舎建設についての取り組んだ経緯であります。

次に、新庁舎建設の課題と認識でございますが、まず第1に、庁舎の建設は喫緊の課題であると認識しております。下田市は、いつ発生してもおかしくない東海地震を踏まえ、公共

施設を平成27年度までに耐震化を図る国の指針に基づきまして、平成23年3月に策定した第4次総合計画に庁舎の建てかえを組み入れいたしました。ご承知のとおり、本館築58年、別館は48年、そして西館は37年経過した現庁舎は、老朽化が著しく、耐震化されておられませんので、東海や関東地震並みの大規模地震が発生すれば、建物の倒壊の可能性が非常に高いと言わざるを得ません。したがって、早期に庁舎を建設する必要性は、市民共通した認識であると私は信じております。

第2に、身の丈に合った建設事業にすることが必要であります。市内経済の低迷、人口の激減、さらには東京オリンピック等、厳しい財政需要や建設機材及び人件費の高騰を踏まえ、極力、建設事業費の抑制を図り、身の丈に合った事業概要にしていくことが必要だと思えます。今日の下田市は、再生元年とも位置づけてもよい重要な政策課題が山積しております。第1には、大規模地震や大型台風、集中豪雨等々、自然災害への防災・減災事業の推進、第2に、人口減少の克服、地方創生に向けた2019年までの5カ年計画の下田版総合戦略の策定と推進、第3には、児童・生徒数の減少を踏まえ、下田市の市小・中学校再編整備計画の策定と推進、また第4には、観光振興、経済活性化対策事業の強力な推進、また第5には、新しいマスタープランに基づくまちづくりの推進、第6には、医療体制の充実化等々、多くの重要な課題が挙げられます。厳しい状況にある下田市にとっては、今日ほど、市長を初め市当局、議会及び全市民が、輝かしいまちづくりの目標実現に向かって、心を一つにして全力を尽くすことが最も大切な時期と考えます。

新庁舎の建設については、意見不一致のこの現状は、これらの重要政策の推進上、足かせとなっていると私は言わざるを得ません。特に9月定例会以降、私にも多くの市民から、庁舎の建設について、民意を尊重して慎重に対応すべきである旨、その意見をいただいております。去る11月19日、明政会に12月の議案説明をいただいたときに、私自身、12月提案は避けたほうがよいのではないかという進言をさせていただきました。市長は、この議会におきまして、敷根民有地への市庁舎建設を確固たる意志をもって推進することと、2期目の市長選に出馬する旨、表明をされました。この12月議会には、新庁舎建設工事設計業務委託料を、平成27年から平成28年度までの2カ年にわたる債務負担行為の補正が計上されております。先ほど土屋総務文教委員長の報告のとおり、総務文教委員会としては、条例及び一般の補正予算について原案のとおり可決されました。このことは、本格的に新庁舎に向けた第1段階であり、平成28年度は、さきの市政懇話会で市民に公表した総事業費27億3,000万円のうち、主要な建設工事の予算化がされていくと思えます。

市長の任期は来年の7月4日までで、あとわずか半年間ではありますけれども、市庁舎建設は1期目で取り組んだ最も重要、かつ全市民が関心を持っている課題と思います。私は、この混沌とした今日の状態を打開するためには、新庁舎建設を主な論点として早期に市民の信を問う手続をとることが、最も適切な手段であると確信をしているわけであります。

よって私は、今回の場合は、今回上程されました条例案には反対の立場をとらざるを得ません。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

6番 小泉君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例に賛成の立場から述べさせていただきます。

市役所は、私は城である必要はないと思っております。現実を直視すれば、今現在、我々は大変危険なところにいるという事実です。津波を伴わない地震も起こり得ます。今、大きな地震が発生すれば、恐らく現庁舎は倒壊し、多くの死傷者が出るでしょう。そもそも庁舎の問題は数年前に計画され、市民や職員の生命を守るという、そういったところから出発しているはずで、その命を守るためには、一刻も早く他の場所へ移る必要があります。

私としては、9,577人の署名があっても、今ここにある危機を解決することが先決と考えます。何のために、誰のために先送りをするかがよくわかりません。ましてや、4年後の選挙のことなど庁舎とは全く関係ありません。市民、職員、職員の親御さんの心配を思えば、大変不謹慎であります。庁舎に関しては、経済性、利便性を考えれば敷根民有地は適地であり、二重投資を避けるためにも、また早期に建てかえるべきと、そういった観点から本条例に賛成するものであります。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を打ち切ります。

採決いたします。本案は起立によって採決いたします。

この場合、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。出席議員は13名であり、その3分の2は9人です。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立少数でございます。

ただいまの起立は3分の2に達しておりません。

よって、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを否決することに決定いたしました。（拍手）

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

8番 鈴木 敬君。

[8番 鈴木 敬君登壇]

○8番（鈴木 敬君） 議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、足湯をなくすことに反対する立場から意見を申し述べたいと思います。

先ほどの産業厚生委員会の委員長報告の質疑の中でも述べましたが、私は、今の下田のまち、特に中心市街地にとって、足湯は一定の効果があり、今なくすべきではないというふうに思っております。下田市の中心市街地は急速に衰退が進んでおります。いわゆるシャッター通り化、駐車場化が急速に進行しております。このような状況、特に商店街が、商店の後継者不足等々のことにより、商店が次から次へと店を閉めていくような中であって、ここでまた足湯をなくした場合に、もっと中心市街地が寂しくなっていきます。

下田市の場合、中心市街地はペリーロード、あるいは大川端通り等々も含めて1つの大きな観光的な資産ともなっております。年間を通じた観光誘客のまち自体が、1つの資産となっております。ここに人を呼び込む、観光客を呼び込む、歩いて楽しいまちづくりをしていくというふうなことが、下田市の観光の大きな方針ではなかったかと思えます。そのような中で、まちに人を呼び込むための施設としてのハリスの足湯をここでなくしていくということは、下田の観光にとっても大きな資産をなくしてしまうということでもあります。何とか維

持していかなければなりません。

そして、そのためには維持管理するための組織が必要です。これまで管理組合というところが商店街、特に伊勢町奉仕会だとか大横町通り商店会等々の商店の人たちが一生懸命、維持管理していただきましたが、それがなかなかできにくくなっている、それだけの維持していく体力がなくなっているというふうな報告を受けました。しかし同時に、維持していくための費用というものがどれぐらいなのか。観光課の説明によると、大体年間51万の収入で41万の支出があるというふうなことです。そのうちの30万ぐらいが各管理組合の負担であるというふうなことを、そういう説明も受けました。しかし、その30万から50万の費用で何とかなっていくのであれば、管理組合が体力がなくなり維持できないとしても、ほかに維持していく、そのためのボランティア組織、あるいはさまざまな組織も考えられるのではないのか。とにかく最低限1年でもいいです、2年でもいいです。市のお金でそれだけの負担をして、永続させていくための手段を探っていくべきであるというふうに思います。

今の時点で足湯が位置しているところの駐車場自体が、所有者が変わってしまったというふうな背景があるにしても、今の時点で同時に足湯をなくしていくということは、絶対避けていかなければならないというふうに思っております。特に、先ほど来の質疑の中でも、足湯の施設そのものは、地権者、土地の所有者は別としても、足湯の施設そのものは市の施設であるというふうなことでありますので、指定管理者制度の指定管理者がもしかかって、新たな指定管理者を見つける、そういうふうな努力をすることによって永続させてかわっていくことができるのであれば、しっかりその努力をするべきだと思います。とにかく、50万ぐらいの費用を下田市が今の財政の中で出せないわけがありません。しっかりと負担をしながら永続してやっていける組織を探して、とにかく足湯を続けていくというふうなことを、どうしても今やっていかなければならないというふうに私は思っております。

そのような観点から、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定については反対するものであります。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 2番、進士です。

ただいま鈴木 敬議員から、町内活性に向けた拠点となるスポットという考え方を伺いま

した。この件につきましては産業厚生委員会の中でも、やはり多く、ほとんどの委員の方が、残念だなという思いと、寂しい、それはちょっと、という疑問はたくさん出ました。

しかしながら、当局の説明を伺いますと、6団体あったところが今年中、近々4団体になり、自己負担6万ぐらいからさらに上がってくるという現実論がありまして、私ども委員としましても、残念な含みを非常に含んだ中でのやむを得ない認定というところで賛成した次第でございます。

ただし、向こう4カ月は現状のまま管理されていくということでございます。まだまだ私ども委員の中でも可能性を探っていこうという声がたくさんございましたので、また別の機会を改めてお願いしたいと、私も努力したいと思っておりますし、その辺をご理解していただきたいと思っております。

ということで、賛成の立場としてご意見申し上げます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第68号の下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定につきましては、反対の立場から討論に参加をさせていただきたいと思うものでございます。

平成12年11月にこの施設ができ上がり、そして指定管理者が、下田市の中央商店会の皆さん6団体が担ってくださってきたと。しかし、なかなかこれを担う力が、残念ながら商店街が衰えてなくなると、こういうことからいいますと、下田市が設置した施設であります。当然、指定管理者が困難であれば、下田市は次の指定管理者、あるいはこの運営の方法を工夫して実行していくということが求められているのではないかと思います。この足湯を廃止してしまえば、再びこれを復興するということはなかなか困難だと。できないと。こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。

そして、今年度の予算におきましても、4月4日には1万2,000トンの豪華船が下田港に入り、フランスのポナン社の旅行者の皆さん240人からの方々が下田を訪れてくれると、こういう計画も明らかになっているわけであります。ところが、3月31日をもってこれが廃止されていると。フランスの方が下田に滞在してくださっても、足湯で癒すことができないと、こういうことになるわけであります。3月31日までに、ぜひともこの足湯が存続できるような、そういう手だてをとっていただきたい。そのためには、この条例を今議会で廃止しては、結論が出てしまうわけであります。

この条例を廃止しないような議会の決定を、ぜひ議員の皆さんに心からお願いをしたいと思うものであります。そして、何よりも今、地域再生ということが叫ばれておりまして、旧町の活性化を一つ一つ積み上げていかなければならない、こういう時期にあるにもかかわらず、平成12年から積み上げてきましたこの足湯の実績をここで切り捨ててしまうというようなことは、決して進めてはいけない内容を持っているものと私は思うものでございます。

したがいまして、この条例は可決するのではなく、否決し、当局に再考を求めると。このことが今、今議会で求められている内容であると。こう申し述べたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 賛成多数です。

よって、議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第74号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（静岡県）は、委員長報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第75号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（東伊豆町）は、委員長報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第76号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（河津町）は、委員長報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第77号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（南伊豆町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（松崎町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について（西伊豆町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第80号 賀茂広域消費生活センター共同設置については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第81号 下田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）原案について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

庁舎の位置に関する条例制定でも述べましたが、今こそ庁舎建設を推進すべきときであることは明確であります。反対のご発言を聞きますと、主張している要件を満たす場所は99.99%私はないと思いますが、今後、反対された方の責務として、自ら提案されることを期待しております。

また、給食センターにおける一部民間委託については、前石井直樹市長から引き継がれた施策であります。給食センターの運営については、引き継いだ施策を粛々と進めるべきであります。

よって、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）について賛成するものです。

○議長（森 温繁君） 次に、原案と修正案の両方に反対する意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）に反対をする討論をさせていただくものであります。

先ほどの下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本議会はこれを否決したわけであります。議員個人の見解ではなく、議会として、ふさわしい場所ではないと、再度検討し直しなさいと、こういう結論を出したわけであります。

その一方で、議会が、位置の場所は決まっていなくてもかかわらず、設計を進めなさいと。このようなことは、議会の決定の大きな矛盾である、こう言わざるを得ないと思います。市当局は、この予算を執行できないにもかかわらず、執行すれば大変なことになるわけであります。位置の場所が決定されていない、議会で承認されていないものの上に、基本設計や実施設計を行うというようなことの予算の執行ができないことは、明らかではないでしょうか。してはいけないことも明らかではないかと思えます。その予算を執行するために賛成だと。何を考えている議員だと。その仕組みがわかっているのかと。恥ずかしい思いの限りであります。

そして、このような仕組みの中で、当局自らが議会に、この予算案をどうしましょうかと問うて協議をするのが、私は当局のとるべき姿勢であろうと思えます。一度出したものだから議会で勝手に決めてくれと、こういうことではないと思えます。

下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を、まさに先ほど当議会は否決したわけであります。その重みをきっちりと、議員の皆さんも、当局の皆さんも、ぜひ受けとめていただきたいと思うものであります。

さらに、石井市長のときに決めたことだから、学校給食の民営化は決まっているんだと。とんでもない議論ではないでしょうか。皆さん、予算書の5ページ、第2表、債務負担行為、この項目の中に、下田学校給食調理配送業務の委託料、平成27年度に契約して、28、29、30、3カ年間で1億6,200万円の委託をするんだという議案が提案をされているわけであります。本会議でも申し述べてまいりましたように、直営でやれば年間1,200万円からの経費が安くできる。3年間では3,600万円以上の費用が安くなる。なぜか。その理由は、契約すれば消費税を国に払わなければならない。500万からの消費税が、これが10%になれば、600万からの消費税を国に払わなければならない。さらに、業者には、人件費の上に15%程度の利益を乗せなければならない。25%もの余分の費用を、民間委託すれば使うということにならざるを得ないと思うわけであります。効率化の面におきまして、大きな矛盾があるということ、学校給食のあり方検討委員会で審議をされ、明らかにしてきているところではないでしょうか。

ところが、総合会議や役所の政策会議、教育委員会の議論を、市長や政策会議が決定すべき仕組みがないにもかかわらず、それをねじ曲げて民間委託にするんだと。第3次の大綱で決めてある。行政改革の大綱で決めてある。あるいは定員適正化計画という形で現業職の職員は採用しないんだ。この方針は曲げられないと、こういうことで、職員がいなくなってでは給食ができないから、それでは民間委託にするしかありませんねと、こういう結論を、あり方検討委員会の皆さんは不承不承出しているわけであります。その記録を読めば、明らかにそのことが記載されているわけであります。

安心・安全の学校給食を実現するためにも、直営で行うことが一番いいことであることは、論を待たないところであろうと思います。そして、経費の面でも安く、安心・安全、そして何よりも大きな課題は、子供たちのためのアレルギー対策の給食調理を提供できるかどうかということであります。

当局は、文科省が定めているレベル3除去食まではやっているのだから、努力しているんだと、こう言っているわけでありますが、10億からのお金を投資して新たな給食センターをつくるこの機会に、レベル4までの対策をとることは、ぜひとも必要なことであると思います。幼稚園、保育園のお子さんについては代替食まで出されているのに、小学1年生になったらお

弁当持ってきなさい、代替食は出せない、こういうことでいいはずがないと思うわけであり  
ます。しかも、その対象者は現在5人から6人程度だと、こういう枠組みの中でしっかりと  
教育委員会が対応すれば、このアレルギー対応食のレベル4までの実施ができることは明ら  
かではないでしょうか。幼稚園や認定こども園、保育所でやっていることが、どうして小学  
校になったらできないのか。こんなことを認めていてはいけないのではないかと思うわけ  
であります。

どうか、この予算の、これらの持っている大きな欠陥と当局の姿勢を正してまいる意味に  
おきましても、今補正予算、議第82号は否決せざるを得ない内容を含んでいる。再度検討し  
直して予算を出し直していただくことを、当議会は求めるべきであると考えているものでござい  
ます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

8番 鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） 修正案につきましては、先ほど伊藤議員のほうから内容についての説  
明がありました。これは、議第67号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例  
の制定についての中で述べられている、位置の変更そのものに関連した予算であります。つ  
まり、新庁舎を敷根民有地につくるという、そのための建設工事設計業務委託の予算であり  
ます。

そして、先ほどの議第67号の採決により、新庁舎を敷根民有地に移転するというふうなこ  
とは、本議会においては否定されました。したがって、それに関する予算、建設設計業務委  
託費、これは、その主要目的を失ったこととなります。何のための予算なのか。敷根民有地  
に移転するということが先ほどの採決において否定されている中で、それに関する業務  
委託予算を成立させるということは、論理矛盾となります。おかしいことでもあります。

したがって、この予算を削除する、補正予算案から削除するための修正動議は、ぜひとも  
成立させなければならないというふうに私は考えます。

以上であります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

これより議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

まず、本案に対する伊藤英雄君外1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第82号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第83号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第84号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第85号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第86号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第87号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第88号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第89号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第5号及び発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第5号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出について、発議第6号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 増田君。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） ただいま議長から通告のありましたとおりに、意見書2件につきまして、順次説明をさせていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第5号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、奨学金制度の充実を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣に提出するものとする。

平成27年12月11日提出。

提案理由。

奨学金制度の充実を求めるため。

奨学金制度の充実を求める意見書。

独立行政法人日本学生支援機構は、経済的理由により修学が困難な大学生等を対象に奨学金の貸与事業を行っている。

近年、大学卒業後に奨学金の返還ができず滞納する若者が増加傾向にある中で、同機構は

返還が困難な場合の救済措置として、減額返還、返還期限猶予といった制度を設けている。

また、平成24年度には無利息の第一種奨学金の中に所得連動返還型無利子奨学金制度を導入し、平成26年度には、延滞金の賦課率の引き下げ等を行うなど、制度の改善を図っているところである。しかしながら、こうした制度は、適用要件が厳しいだけでなく、通常の返還期限猶予の上限が通算10年であるなど、さまざまな制約があるという指摘がされている。

よって国においては、奨学金の充実を図るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記。

1. 給付型奨学金制度を創設するとともに、無利息の奨学金制度をより一層充実させること。
2. 減額返還並びに返還期限猶予に係る適用要件の緩和に努めるとともに、手続きの簡素化を図ること。
3. 延滞利息の賦課率のさらなる引き下げを行うこと。
4. 収入が一定額を越えるまでは、返還期限が猶予される所得連動返還型の奨学金制度を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第6号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に提出するものとする。

平成27年12月11日提出。

提案理由。

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求めるため。

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書。

未来を担う子ども達が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことは、すべて

の国民の切なる願いです。

現在、国の制度においては小学校1、2年生で35人学級が実施されており、以前より一人一人の子どもに対してきめ細やかな対応ができるようになりました。

しかし、いじめや不登校の問題をはじめとして、支援等が必要な子どもの増加、経済的困窮による教育格差の拡大等、教育の現場における課題は多様化と深刻化を見せています。これらの課題に対応するためには、小学校・中学校において少人数学級のさらなる推進が必要であります。

現在、義務教育費の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられております。その結果、地方自治体の財政は圧迫され、非正規職員が増大する等、教育条件の地域間格差が広がっています。

子どもの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出す教育の役割は重大であり、そのための教育条件整備は不可欠です。よって、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記。

1. 小学校において、35人学級の制度化を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を2分の1に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月11日。

静岡県下田市議会。

以上2件提出者、下田市議会議員、増田 清。

以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（森 温繁君） 発議第5号及び発議第6号について、提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第5号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第6号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に

戻すことを求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号及び発議第6号について質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第5号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費の国庫負担を2分の1に戻すことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 増田君。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） 発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年12月11日提出。

提出者、下田市議会議員、増田 清。

以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第2条 本会議の欠席の届出の規定及び第88条 委員会の欠席の届出の規定を改正するもので、ともに女性議員の出産に伴う議会の欠席に関する規定を加え、明文化するものでございます。

4、5ページの説明資料をお開きください。

4ページが改正前、5ページが改正後で、アンダーライン部分が今回改正するところとな

っております。

具体的な改正点の1点目といたしましては、本会議の欠席の届け出について規定する第2条第1項の次に第2項として、「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」の1項を加えます。

2点目といたしましては、委員会の欠席の届け出について規定する第88条第1項の次に第2項として、「委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。」の1項を加えます。

以上が具体的な改正点でございます。

2ページ目にお戻りください。

附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するとしたものでございます。

以上で、発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。



よって、発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、議会だより編集委員会を2時より第1委員会室で行いますので、委員の方はご参集のほどよろしくお願いいたします。

長期間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 1時51分閉会